特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
26	子ども・子育て支援に関する事務(幼稚園) 価書【令和2年12月31日終了】	基礎項目評

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、子ども・子育て支援に関する事務(幼稚園)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和7年11月11日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務				
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務(幼稚園)				
②事務の概要	子ども子育て支援法及び学校教育法などの関連法に則り、就学前児童の那覇市立幼稚園等への申込受付等幼稚園業務全般の一体的運営、園児の認定情報の管理、施設事業者の管理及び給付の支払い管理事務等を行う。 特定個人情報ファイルは次の場合に使用する。 ①認定申請書等に関する事務 ②保護者情報の確認 ③保育料算定に必要な各種情報の照会				
③システムの名称	行政事務システム さくら、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	ν名				
子ども・子育て支援(幼稚園	-)ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の94の項				
4. 情報提供ネットワーク	アシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	(情報照会の根拠)番号法第19条第8号、別表第二の116の項				
5. 評価実施機関におけ	る担当部署				
①部署	こどもみらい部 こどもみらい課				
②所属長の役職名	こどもみらい課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示	**訂正*利用停止請求				
請求先	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-869-8191				
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ				
連絡先	那覇市 こどもみらい部 こどもみらい課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話098-861-6903				
9. 規則第9条第2項の	適用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	和2年2月1日	時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		500人	未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
		令和2年2月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		発生	なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	න්]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	報提供ネットワ-	ークシステムを	を通じた提供	を除く。)	I]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接	続しない(入手)	I]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 人手を介在させる作業				[]人	手を介在させる作	作業はな	zi.
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
判断の根拠	事業終了の	ため記載なし。					
9. 監査							
実施の有無	[]自	己点検	[0]	内部監査	[]	外部監	

10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施	する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正 4) 委託先における不正な使 5) 不正な提供・移転が行われ 6) 情報提供ネットワークシス	るリスクへの対策 務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 正に使用されるリスクへの対策 更用等のリスクへの対策 れるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を ステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 滅失・毀損リスクへの対策] を除く。)
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	事業終了のため記載なし。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②所属長	こども政策課長 本部栄治	こども政策課長 末吉 正幸	事後	
平成28年4月1日	Ⅰ-7 請求先	那覇市 総務部 総務課 市政情報センター	那覇市役所 市民文化部市民生活安全課市政 情報センター	事後	
平成31年4月1日	I −5-①部署	こどもみらい部 こども政策課	こどもみらい部 こどもみらい課	事後	
平成31年4月1日	I -5-①所属長	こども政策課長 末吉 正幸	こどもみらい課長	事後	
	Ⅰ-8 連絡先		那覇市 こどもみらい部 こどもみらい課 〒 900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話098- 861-6903	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-1及びⅡ-2いつ時点の計 数か	平成26年12月26日	平成31年4月1日	事後	
	Ⅳリスク対策	-	(項目内容追加)	事後	
	Ⅱ-1. 対象人数	1000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和2年2月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年4月1日	令和2年2月1日	事後	
令和2年2月1日	Ⅱ-2. 対象人数	500人以上	500人未満	事後	誤入力の訂正
令和2年2月1日	II-2. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年4月1日	令和2年2月1日	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ-7 請求先	那覇市役所 市民文化部市民生活安全課市政 情報センター 電話:098-862-9930	那覇市役所 総務部法制契約課市政情報セン ター 電話:098-869-8191	事前	
令和3年9月10日	I-4 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠)番号法第19条第7号、別表 第二の116の項	(情報照会の根拠)番号法第19条第8号、別表 第二の116の項	事後	
令和7年10月22日	評価書名	子ども・子育て支援に関する事務(幼稚園) 基 礎項目評価書	子ども・子育て支援に関する事務(幼稚園) 基 礎項目評価書【令和2年12月31日終了】	事後	